

と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第十三条 法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

附則 この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

附則（令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号）
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一〇日個人情報保護委員会規則第三号）
この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和二年二月九日個人情報保護委員会規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第4条第1項関係）



別記様式第二（第4条第6項関係）

別記様式第二（第4条第6項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

第44条の第3項
第44条の第4項において規定する事業者（及びその役員）は、同法第44条の第6号に該当しないことを要するものではありません。

記載事項
1. 受審者名は、開示する。2. 役員名は、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び専任役員これらに限定するものとする。3. 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第三（第8条第1項関係）

別記様式第三（第8条第1項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

第 号
年 月 日

独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約の申込書

（独立行政法人等） 姓

職 業 名 号
（ふりがな）
住所又は居所（法人その他の団体の場合は、本店又は支店たる事務所のある所在地を記載すること。）
（ふりがな）
氏 名（法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

通 信 先（通話のしるべき電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。別添書類がある場合は、当該別添書類を添付し併せて提出すること。）

年 月 日付の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号で規定する基準に適合するものと認められるので、同法第44条の第3項で規定する契約の締結を申し込みます。

記載事項
1. 受審者名は、開示する。2. 独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、同法第44条の第3項で規定する契約の締結を申し込みます。3. 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第五（第8条第3項関係）

別記様式第五（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第六（第12条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

別記様式第六（第12条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

第44条の第1項第2号
第44条の第2項第2号で規定する事業者（及びその役員）は、同法第44条の第6号に該当しないことを要するものではありません。

記載事項
1. 受審者名は、開示する。2. 役員名は、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び専任役員これらに限定するものとする。3. 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第七（第12条において読み替えて準用する第8条第1項関係）

別記様式第七（第12条において読み替えて準用する第8条第1項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

別記様式第八（第12条において読み替えて準用する第8条第3項関係）

別記様式第八（第12条において読み替えて準用する第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（受審者） 姓 独立行政法人等 印

年 月 日付に提出された独立行政法人等申請加工情報その取扱いについて行う事業に関する審査結果は、以下のとおりです。独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項第2号に定める基準に適合するものと認められるので、当該事業の開始を認めます。

1. 契約の締結
（独立行政法人等）の場で独立行政法人等申請加工情報の取扱いに関する契約を締結することとなります。

2. 手数料
（1）契約につき手数料の額
（2）手数料の納付方法
（3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等申請加工情報の提供の方法

4. その他

注 開示の大きさは、日本標準規格A4とします。

